第２　水質汚濁防止法に基づく手続

１　届出の義務

水濁法においては、特定施設（指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設を含む。以下本章（第２）において同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に水を排出する者、有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を地下に浸透させる者、工場又は事業場に有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者並びに公共用水域に水を排出しない工場又は事業場に有害物質使用特定施設を設置する者（※１）に、特定施設の設置又は有害物質貯蔵指定施設の設置等について所用の届出が義務づけられており、知事（岡山市、倉敷市では当該市の市長）に必要事項を届け出なければならない。

ただし、瀬戸内法第５条第１項の規定に該当する工場又は事業場（※２）については、瀬戸内法に規定する別の手続が必要となる。

また、瀬戸内法の対象となる工場又は事業場においても、有害物質貯蔵指定施設を設置する場合には、水濁法に基づく届出が必要となる。

※１　施設設置の届出に係る水濁法の規定

・公共用水域に水を排出する工場又は事業場に特定施設を設置する場合
　⇒　水濁法第５条第１項に基づく届出
・公共用水域に水を排出しない工場又は事業場に有害物質使用特定施設を設置する場合
　⇒　水濁法第５条第３項に基づく届出
・工場又は事業場に有害物質貯蔵指定施設を設置する場合
　⇒　水濁法第５条第３項に基づく届出

※２　瀬戸内法の適用を受ける工場又は事業場

水濁法の特定施設*又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の水質基準対象施設を設置し、**公共用水域に水を１日当たり最大50㎥以上排出する**工場又は事業場。

＊「下水道終末処理施設」、「地方公共団体が設置するし尿処理施設」、「地方公共団体（港務局を含む。）が設置する廃油処理事業の用に供する廃油処理施設」「指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設（以下「指定地域特定施設等」という。）」を除く。

２　届出の種類

届出の種類は表「水濁法に基づく届出の種類（P12）」のとおりである。

３　届出に係る規制措置

(1) 計画変更命令等（水濁法第８条、第８条の２、第 30 条）

ア　知事は、特定施設設置届出又は特定施設の構造等変更届出があった場合において、排出水の汚染状態が排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に限り、届出者に対して計画の変更又は廃止を命ずることができる。

イ　知事は、特定施設設置届出又は特定施設の構造等変更届出があった場合において、その届出に係る指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に限り、指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

ウ　知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が、環境省令で定められる有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造基準等」という。）に適合しないと認めるとき、届出を受理した日から 60 日以内に限り、届出者に対して計画の変更又は廃止を命ずることができる。

※上記の命令に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処せられる。

(2) 実施の制限（水濁法第９条）

特定施設設置届出、有害物質貯蔵指定施設設置届出、特定施設の構造等変更届出又は有害物質貯蔵指定施設の構造等変更届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る設置、変更の工事をしてはならない。

ただし、知事が、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、実施制限の期間を短縮することができる。

4　提出部数

正本及びその写し各１通が必要

表　水濁法に基づく届出の種類

届出の種類	届出が必要な場合	届出時期
【水濁法第５条】 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出	・「特定施設」を設置しようとするとき ・地下浸透に係る「有害物質使用特定施設」を設置しようとするとき ・「有害物質貯蔵指定施設」を設置しようとするとき	工事着手予定日の60日前まで
【水濁法第６条】 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出	・政令の改正により新たに指定された「特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」を既に設置しているとき	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった日から30日以内
【水濁法第７条】 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造等変更届出	次の事項を変更しようとするとき ・特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造又は使用の方法 ・有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備 ・特定施設の汚水等の処理の方法 ・特定施設の排出水の汚染状態及び量（排水系統別汚染状態及び量を含む。） ・特定施設の特定地下浸透水の浸透方法 ・特定施設の用水及び排水の系統 ・有害物質貯蔵指定施設に貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	工事着手予定日の60日前まで
【水濁法第10条】 氏名等変更届出	次の事項に変更があったとき ・届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあっては代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から30日以内
【水濁法第10条】 使用廃止届出	・特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したとき ※　有害物質使用特定施設を廃止する場合には、土地所有者等は土壌汚染対策法に基づく土壌調査を実施し、その結果を知事に報告することが必要	廃止した日から30日以内
【水濁法第11条】 承継届出	・特定施設（有害物質貯蔵指定施設）を譲り受け、又は借り受けたとき ・相続、合併又は分割があったとき	承継等があった日から30日以内
【水濁法第14条】 汚濁負荷量測定手法届出	・総量規制基準が適用されるとき ・測定手法を変更するとき	あらかじめ
【水濁法第14条の２】 事故時の届出	・特定事業場から有害物質を含む水、排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域へ排出又は地下浸透することにより、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるとき ・指定事業場から有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域へ排出又は地下浸透することにより、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるとき ・貯油事業場等から油を含む水が公共用水域へ排出又は地下浸透することにより、生活環境に被害を生ずるおそれがあるとき	事故発生後速やかに

５　特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書の記入要領及び記入例

５－１　特定施設設置（使用・変更）届出について（第５条第１項・第３項、第６条、第７条関係）

(1) 様式第１（記入例：P30,P31）

・届出の種類

届出様式は、特定施設設置届出、特定施設使用届出及び特定施設変更届出の兼用となっているので該当以外の部分を２重線で消すこと。

※　届出様式は、有害物質貯蔵指定施設に係る届出と兼用になっているので、有害物質貯蔵指定施設に該当する部分を２重線で消すこと（記入例参照）

・届出年月日

届出した年月日を記入すること。

・届出者の氏名等

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記入すること。

簡略化しないで正確に記入すること。

法人等で工場長等が代表者の代理人として届出する場合は、必ず代表者からの委任状を添付すること。

・届出に係る法の条項

該当しない条項を２重線で消すこと。

該当する根拠条項

設置届　⇒　第５条第１項（又は第２項、第３項）

使用届　⇒　第６条第１項（又は第２項）

変更届　⇒　第７条

・工場又は事業場の名称・所在地

簡略化しないで正確に記入すること。

・特定施設の種類（公共用水域に排水する工場又は事業場の場合　水濁法第５条第１項関係）

水濁法施行令別表第１の番号及び名称又は指定地域特定施設等の名称を記入すること。

・有害物質使用特定施設の該当の有無（公共用水域に排水する工場又は事業場の場合　水濁法第５条第１項関係）

設置しようとする特定施設について、有害物質使用特定施設の該当の有無をチェックすること。

・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別（公共用水域に排水しない工場又は事業場の場合　水濁法第５条第３項関係）

有害物質使用特定施設の欄をチェックすること。

(2) 別紙　（届出事項内容：任意様式）（記入例：P32）

・事業場名

簡略化しないで正確に記入すること。

・担当者氏名

申請の実務に携わる担当者の所属、氏名及び連絡先を記入すること。

外部のコンサルタント等の担当者の氏名は、記入しないこと。

※行政書士法第 19 条第１項の規定により、他人の依頼を受け報酬を得て申請書類を作成することができるのは、行政書士又は行政書士法人に限られます。

・届出の概要

特定施設を設置する理由、設置する特定施設の種類、変更の内容等を簡潔に記載すること。また、新設の特定事業場の場合は、排出水の量及びＣＯＤ、窒素含有量並びにりん含有量の汚濁負荷量を、既設の特定事業場の場合は、排出水の量の増減及びＣＯＤ、窒素含有量並びにりん含有量の汚濁負荷量の増減をそれぞれ記載すること。（※日最大排水量 50 ㎥/日未満の場合は、汚濁負荷量を記載する必要はない。）

※　別紙１以降に関する一般的注意事項

・法定様式に合致する様式であれば、自ら用意した用紙によって届出を行うことも可能である。その際、各々の欄の大きさを適宜調整すること。

・３以上の特定施設(汚水等の処理施設)を設置する場合は、別紙１以降の様式を複数枚使用し作成すること。表が大きくなり指定の様式を使用できない場合は、日本産業規格Ａ４又はＡ３の用紙を使用し必要な表を作成すること。

・変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

・特定事業場内の特定施設及び汚水等の処理施設の配置図、排水経路図、排水口の位置図等については、必要な内容が１枚の図面に集約されている場合は、重複して添付する必要はない。

・別紙 12～15 は、「公共用水域に水を排出しない工場又は事業場に有害物質使用特定施設を設置する場合」及び「工場又は事業場に有害物質貯蔵指定施設を設置する場合」に添付する必要があること。

(3) 別紙１　（特定施設の構造）（記入例：P33）

・工場又は事業場における施設番号

当該工場又は事業場の全施設のうちから、当該特定施設を特定するために用いている型番号、名称等を記入すること。

・特定施設号番号及び名称

水濁法施行令別表第１の号番号（カナを含む。）及び名称又は指定地域特定施設等の名称を記入すること。

・型式

特定施設の原理、特徴、構造、用途等を考慮し適当と考えられるものを記入すること。

市販品で名称等がある場合は、その名称等を記入してもよい。

・構造

材質、形状等について簡潔に記入し、詳細は構造図面を添付して示すこと。

・主要寸法

特定施設全体の縦、横、高さについてそれぞれ最大長を記入すること。

・能力

生産能力、処理能力等の区別を明確にし、生産能力の場合は生産品名と生産量（１日当たり又は単位時間当たり）を、処理能力の場合は、処理するものの名称と処理量（１日当たり又は単位時間当たり）を記入すること。

・配置

当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を位置関係が明確に区別できるよう、色分け等を行った配置図を添付すること。特定施設には、施設番号、名称等を付記し既設のものも含めて全て記入すること。

・設置年月日

法第６条又は第７条の規定により特定施設の使用又は変更等の届出を行う場合は当該特定施設の設置年月日について記入すること。第５条の届出の場合は、本欄の記入は不要である。

・工事着手予定年月日

当該特定施設に係る工事着手予定年月日を記入すること。

・工事完成予定年月日

当該特定施設に係る工事完成予定年月日を記入すること。

・使用開始予定年月日

当該特定施設に係る使用開始予定年月日を記入すること。

・その他参考となるべき事項

有害物質使用特定施設については、当該有害物質使用特定施設の床面及び周囲の構造、構造物の材質、構造物の主要寸法等を記載すること。当該施設の周囲に設けられた側溝、ためます、防液堤等について、可能な場合には容量を記入すること。その他に、参考となる事項があれば記入すること。

(4) 別紙１の２　（特定施設の設備）（記入例：P34）［※有害物質使用特定施設に該当する場合に提出する］

・工場又は事業場における施設番号

別紙１［工場又は事業場における施設番号］と対応させること。

・特定施設号番号及び名称

別紙１［特定施設の号番号（カナを含む。）及び名称］と対応させること。

・設備

当該有害物質使用特定施設に接続する配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。））、及び排水溝等（排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。））の設備の名称を記入すること。配管については、敷設の状況に応じて地上配管、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などに分類して示すこと。

・構造

材質、形状等について簡潔に記入し、詳細は構造図面を添付して示すこと。配管をトレンチ内に設置する場合には、トレンチの構造を記入すること。また、検知設備を有する場合にはその旨を記入すること。

・主要寸法

各設備の長さ、幅、直径、深さなどについてそれぞれ記入すること。

・配置

当該有害物質使用特定施設及びこれに付帯する設備の配置を位置関係が明確に区別できるよう、色分け等を行った配置図を添付すること。また、埋設配管の配置については、地上からの深さを示すこと。

・設置年月日

法第６条又は第７条の規定により有害物質使用特定施設の使用又は変更等の届出を行う場合は当該有害物質使用特定施設の設備の設置年月日について記入すること。第５条の届出の場合は、本欄の記入は不要である。

・工事着手予定年月日

当該有害物質使用特定施設の設備に係る工事着手予定年月日を記入すること。

・工事完成予定年月日

当該有害物質使用特定施設の設備に係る工事完成予定年月日を記入すること。

・使用開始予定年月日

当該有害物質使用特定施設の設備に係る使用開始予定年月日を記入すること。

・その他参考となるべき事項

有害物質を含む水が流れない場合には、構造基準等が適用されないので、その旨記入すること。その他に、参考となる事項があれば記入すること。

(5)　別紙２　（特定施設の使用の方法）（記入例：P35）

・工場又は事業場における施設番号

別紙１［工場又は事業場における施設番号］と対応させること。

・特定施設号番号及び名称

別紙１［特定施設号番号（カナを含む。）及び名称］と対応させること。

・設置場所

工場又は事業場において、特定施設を設置（変更）する場所がわかる図面を添付すること。
（別紙１［配置］で使用する図面で代用できる場合は、添付しなくてよい。）

・操業の系統

特定施設を含む操業の系統について、設置（変更）しようとする特定施設を含む操業の系統、原材料から製品に至る過程をフローシートで示し、各工程で使用する原材料、排出される汚水等の量を記入すること。

・使用時間間隔

連続又は断続の別を記入すること。

・１日当たりの使用時間

連続の場合は１日当たりの使用時間を、断続の場合には１回当たりの使用時間及び１日における使用回数をそれぞれ記入すること。

・使用の季節的変動

季節的変動がない場合は「なし」と記入し、変動がある場合はその概要を簡潔に記入すること。

・原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量

特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量について記入すること。また、原材料（消耗資材を含む。）は、作業工程別にすべて記入することとし、原材料（消耗資材を含む。）の成分が複数のものについては、成分名とその割合を記入すること。**有害物質に係るものは、必ず記入すること。**

・汚水等の汚染状態

特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態（当該事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項）について記入すること。**また、これらの項目以外に、使用原材料、生産物等から有害物質、金属類等が排出されると考えられる場合には、そのことを十分考慮し記入すること。**

・汚水等の量

当該特定施設から排出される汚水等の量について記入すること。
汚水等を排水処理施設で処理せずに産廃処理する場合なども、その量を記入すること。

・その他参考となるべき事項

上記事項のほかに、参考となる事項があれば記入すること。
また、有害物質使用特定施設の場合は、当該施設で製造、使用又は処理を行っている有害物質の名称を記入すること。

(6) 別紙３　（汚水等の処理の方法）（記入例：P36）

・工場又は事業場における施設番号

当該工場又は事業場内の全施設のうちから、当該汚水等の処理施設を特定するために用いている番号、名称等を記入すること。

・処理施設の設置場所

工場又は事業場において、当該汚水等の処理施設を設置する場所がわかる図面を添付すること。（別紙１「配置」で使用する図面で代用できる場合は、別途添付しなくてよい。）

・設置年月日

水濁法第６条の規定により特定施設の使用の届出を行う場合は、当該特定施設からの排水を処理する汚水等の処理施設の設置年月日を記入すること。

・工事着手予定年月日

当該汚水等の処理施設の工事着手予定年月日を記入すること。

・工事完成予定年月日

当該汚水等の処理施設の工事完成予定年月日を記入すること。

・使用開始予定年月日

当該汚水等の処理施設の使用開始予定年月日を記入すること。

・種類及び型式

種類は、一般的な名称又は処理方式などを表す名称を記入すること。型式は、汚水等の処理施設の原理、特徴、用途等を考慮し、適当と考えられるものを記入すること。市販品の場合は、その名称等を記入してもよい。

・構造

材質、形状等について簡潔に記入し、詳細は構造図面を添付すること。

・主要寸法

汚水等の処理施設全体の縦、横、高さについて、それぞれ最大長を記入すること。

・能力

処理可能な汚水等の１日当たりの最大量又はＣＯＤ等の除去率を記入すること。

・処理の方式

汚水等の処理方式の一般的な名称を記入すること。（例「加圧浮上」、「凝集沈殿」、「活性汚泥法」等）

・処理の系統

汚水等の処理施設について、汚水等の発生系統ごとに処理の過程を別図等でフローシートに示し、各系統別の汚水量及び処理前後のＣＯＤ値等を記入する。特定施設以外の施設からの水も処理する場合は、その水量、ＣＯＤ値等も記入すること。

・集水及び導水の方法

汚水等の集水及び汚水等の処理施設までの導水方法について、開渠又は暗渠、自然流下又はポンプ使用、汚水等の処理施設までの距離等がわかるように図示すること。

・使用時間間隔

連続又は断続の別を記入すること。

・１日当たりの使用時間

連続の場合は１日当たりの使用時間を、断続の場合には１回当たりの使用時間及び１日における使用回数をそれぞれ記入すること。

・使用の季節的変動

季節変動がない場合には「なし」と記入し、変動がある場合は、その概要を簡潔に記入すること。

・消耗資材の１日当たりの用途別使用量

汚水等の処理施設において、消毒、中和、凝集沈殿、酸化その他の反応に供する薬品（消耗資材）の１日当たりの用途別使用量について記入すること。なお、使用する薬品について、その名称、純度及び用途がわかるように記入すること。

・汚水等の汚染状態及び量

汚水等の量については、汚水等の処理施設から排出される汚水等の１日当たりの通常の量及び最大の量を処理前、処理後について記入すること。

汚染状態については、当該汚水等の処理施設から排出される汚水等の処理前及び処理後の汚染状態について、ｐＨ、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、油分、Ｔ－Ｐ、Ｔ－Ｎ、大腸菌数について記入すること。また、これらの項目以外に、使用原材料や生産物等から有害物質や金属類等が汚水等に排出されると考えられる場合は、その項目及び汚染状態を記入すること。

※令和７年４月１日から、大腸菌群数から大腸菌数に排水基準項目が変更。

・残さの種類、１月間の種類別生産量及び処理方法

汚水等の処理によって生ずる残さの種類及び１月間の種類別生成量について、記入すること。また、残さの最終的な処分の方法について記入すること。

・排出水の排出方法

汚水、冷却水等を排水口まで導く方法を、開渠又は暗渠、自然流下又はポンプ使用、排水口までの距離等がわかるように図示すること。また、図面により排水口の位置及び数並びに排出先も含めて記入すること。

・その他参考となるべき事項

上記事項のほかに、流入する汚水量と排出される汚水量が異なる場合の理由等、参考となる事項があれば記入すること。

(7) 別紙４　（排出水の汚染状態及び量）（記入例：P37）

・排水口名称（番号）

特定事業場内の各排水口について、その名称又は番号を記入すること。（雨水専用の排水口の場合は、その旨記入すること。）

・排出水の汚染状態、排出水の量

各排水口における排出水の１日当たりの通常の量及び最大の量を記入すること。雨水専用の排水口の場合は、排出水の量の欄に「０」又は「－」を記入すること。

排出水の汚染状態については、排出水の汚染状態の通常値及び最大値について、記入すること。**ｐＨ、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、油分、Ｔ－Ｐ、Ｔ－Ｎ、大腸菌数については必ず記入し、それ以外の項目については、特定事業場で使用する原材料などから排出されるおそれのある項目（特に有害物質）について記入すること。**

排水口における濃度が検出下限未満となる項目については「<＊」（＊は検出下限値）と記載すること。

※令和７年４月１日から、大腸菌群数から大腸菌数に排水基準項目が変更。

・その他参考となるべき事項

上記事項のほかに、参考となる事項があれば記入すること。

※別紙４に記載された項目（排水基準（上乗せ排水基準を含む。）の適用される項目）については、１年に１回以上測定する義務があります。

(8) 別紙５－１～５－３（排出水の排水系統別の汚染状態及び量）（記入例：P38～P40）

※日平均排水量 50 ㎥/日未満の場合は添付不要

・指定項目の別

化学的酸素要求量については別紙５－１、窒素含有量については別紙５－２、りん含有量については別紙５－３にそれぞれ記入すること。

・特定排出水

業種名その他の区分

排水系統別に該当する業種区分番号（総量規制基準を定める岡山県告示（ＣＯＤ：平成 19 年６月 26 日岡山県告示第 358 号、窒素含有量：平成 19 年６月 26 日岡山県告示第 359 号、りん含有量：平成 19 年６月 26 日岡山県告示第 360 号。以下同様）の別表の業種その他の区分の番号）を記入すること。

この場合、特定施設から排出される汚水等だけでなく、特定施設以外の施設からの特定排出水に係る業種区分番号も記入すること。

汚染状態及び水量

特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量又はりん含有量に関する汚染状態（汚水処理を行う場合は処理後の汚染状態）の通常の値及び最大の値並びに特定排出水の通常の量及び最大の量についてそれぞれの業種区分ごとに記入すること。

なお、それぞれの業種区分の最大の水量については、総量規制基準を定める岡山県告示に規定するＱの区分ごとに最大の水量の内数を記入すること。

ＣＯＤ	Ｑｃｏ	特定排出水の量（Ｑｃｉ及びＱｃｊを除く。）
	Ｑｃｉ	知事が定める日からＱｃｊの知事が定める日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量
	Ｑｃｊ	知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増する特定排出水の量
Ｔ	Ｑｎｏ	特定排出水の量（Ｑｎｉを除く。）

N	Ｑｎｉ	知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量
T P	Ｑｐｏ	特定排出水の量（Ｑｐｉを除く。）
	Ｑｐｉ	知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量

汚濁負荷量

化学的酸素要求量、窒素含有量又はりん含有量についてそれぞれ業種区分ごとに以下の計算式で汚濁負荷量を求める。単位はｋｇ／日。

○汚濁負荷量（通常）＝汚染状態（通常）×水量（通常）×10^{-3}

○汚濁負荷量（最大）＝汚染状態（通常）×水量（最大）×10^{-3}

・特定排出水以外の排出水

特定排出水以外の排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量又はりん含有量に関する汚染状態の通常の値及び最大の値並びに特定排出水以外の排出水の通常の量及び最大の量について記入すること。

特定排出水以外の排出水の汚濁負荷量は、特定排出水における汚濁負荷量の計算と同様に行い結果を記入する。

・その他の参考となるべき事項

上記事項のほかに、参考となる事項があれば記入すること。

(9) 別紙６（用水及び排水の系統）（記入例：P41）

・用水及び排水の系統

工場又は事業場における用水及び排水の系統について、工業用水、上水道、河川水、地下水、海水、温泉水、回収等の区分ごとに、各プラント、製造工程、事務所、食堂、試験研究室等への用水の系統及びこれらの施設等から汚水等の処理施設、排水口までの排水系統をフローシートで図示すること。

・用途別用水使用量

用途別に用水使用量（通常・最大）を記入すること。

(10) 別紙７～11（有害物質使用特定施設の構造等）

地下浸透に係る「有害物質使用特定施設」の設置がある場合は、別紙１～６に準じて記載すること。

(11) 別紙 12　（有害物質使用特定施設の構造）（記入例：P49）
※公共用水域に水を排出しない工場又は事業場に有害物質使用特定施設を設置する場合に提出するもの

・工場又は事業場における施設番号
当該工場又は事業場の全施設のうちから、当該有害物質使用特定施設を特定するために用いている施設番号、名称等を記入すること。

・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
有害物質使用特定施設である旨を記入すること。

・型式
有害物質使用特定施設の原理、特徴、構造、用途等を考慮し適当と考えられるものを記入すること。市販品で名称等がある場合は、その名称等を記入してもよい。

・構造
材質、形状等について簡潔に記入し、詳細は構造図面を添付して示すこと。

・主要寸法
有害物質使用特定施設全体の縦、横、高さについてそれぞれ最大長を記入すること。

・能力
生産能力、処理能力等の区別を明確にし、生産能力の場合は生産品名と生産量（1日当たり又は単位時間当たり）を、処理能力の場合は、処理するものの名称と処理量（1日当たり又は単位時間当たり）を記入すること。

・配置
当該有害物質使用特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を位置関係が明確に区別できるよう、色分け等を行った配置図を添付すること。有害物質使用特定施設には、施設番号、名称等を付記し既設のものも含めて全て記入すること。

・床面及び周囲
当該有害物質使用特定施設の床面及び周囲の構造、構造物の材質、構造物の主要寸法等を記入すること。当該施設の周囲に設けられた側溝、ためます、防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。

・設置年月日
法第6条又は第7条の規定により有害物質使用特定施設の使用又は構造等の変更の届出を行う場合は、当該特定施設の設置年月日について記入すること。第5条第3項の届出の場合は、本欄の記入は不要である。

・工事着手予定年月日
当該有害物質使用特定施設に係る工事着手予定年月日について記入すること。

・工事完成予定年月日
当該有害物質使用特定施設に係る工事完成予定年月日について記入すること。

・使用開始予定年月日
当該有害物質使用特定施設に係る使用開始予定年月日について記入すること。

・その他参考となるべき事項
上記事項のほかに、参考となる事項があれば記入すること。

(12) 別紙 13　（有害物質使用特定施設の設備）（記入例：P50）
※公共用水域に水を排出しない工場又は事業場に有害物質使用特定施設を設置する場合に提出するもの

・工場又は事業場における施設番号
別紙 12［工場又は事業場における施設番号］と対応させること。

・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
有害物質使用特定施設である旨を記入すること。

・設備
当該有害物質使用特定施設に接続する配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。））及び排水溝等（排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。））の設備の名称を記入すること。配管については、地上配管、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などとして、地上又は地下のいずれに設置されているかを明示すること。

・構造
材質、形状等について簡潔に記入し、詳細は構造図面を添付して示すこと。配管をトレンチ内に設置する場合は、トレンチの構造を記入すること。また、検知設備を有する場合は、その旨を記入すること。

・主要寸法
各設備の長さ、幅、直径、深さなどについてそれぞれ記入すること。

・配置
当該有害物質使用特定施設及びそれに付帯する設備の配置を位置関係が明確に区別できるよう、色分け等を行った配置図を添付すること。

・設置年月日
法第６条又は第７条の規定により有害物質使用特定施設の使用又は構造等の変更の届出を行う場合は、当該特定施設の設備の設置年月日について記入すること。第５条第３項の届出の場合には、本欄の記入は不要である。

・工事着手予定年月日
当該有害物質使用特定施設の設備に係る工事着手予定年月日について記入すること。

・工事完成予定年月日
当該有害物質使用特定施設の設備に係る工事完成予定年月日について記入すること。

・使用開始予定年月日
当該有害物質使用特定施設の設備に係る使用開始予定年月日について記入すること。

・その他参考となるべき事項
有害物質を含む水が流れない配管等には、構造基準等が適用されないので、その旨記入すること。
その他に、参考となる事項があれば記入すること。

(13)別紙 14　（有害物質使用特定施設の使用の方法）（記入例：P51）

※公共用水域に水を排出しない工場又は事業場に有害物質使用特定施設を設置する場合に提出するもの

・工場又は事業場における施設番号

別紙 12［工場又は事業場における施設番号］と対応させること。

・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

有害物質使用特定施設である旨を記入すること。

・設置場所

工場又は事業場において、有害物質使用特定施設を設置（変更）する場所がわかる図面を添付すること。

（別紙 12［配置］に係る図面で代用できる場合は、別途添付しなくてよい。）

・操業の系統

有害物質使用特定施設を含む操業の系統について、設置（変更）しようとする有害物質使用特定施設を含む操業の系統、原材料から製品に至る過程をフローシートで示し、各工程で使用する原材料、排出される汚水等の量を記入すること。

・使用時間間隔

連続又は断続の別を記入すること。

・１日当たりの使用時間

連続の場合は１日当たりの使用時間を、断続の場合には１回当たりの使用時間及び１日における使用回数をそれぞれ記入すること。

・使用の季節的変動

季節的変動がない場合は「なし」と記入し、変動がある場合はその概要を簡潔に記入すること。

・原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量

有害物質使用特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量について記入すること。原材料（消耗資材を含む。）は、作業工程別にすべて記入することとし、原材料（消耗資材を含む。）の成分が複数のものについては、成分名とその割合を記入すること。**<u>※有害物質に係るものは、必ず記入すること。</u>**

・その他参考となるべき事項

上記事項のほかに、参考となる事項があれば記入すること。

(14) 別紙 15　（用水及び排水の系統）（記入例：P52）

・施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統

工場又は事業場における用水及び排水の系統について、工業用水、上水道、河川水、地下水、海水、温泉水、回収等の区分ごとに、各プラント、製造工程、試験研究室等への用水の系統及び有害物質使用特定施設からの汚水等の処理施設、貯蔵施設、下水道等までの排水系統をフローシートで図示すること。

有害物質使用特定施設に接続する配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。））及び排水溝等（排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。））の設備等を示すこと。

また、配管については、地上配管、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）など敷設の状況が分かるように示すこと。

・用途別用水使用量

用途別に用水使用量を記入すること。

５－２　有害物質貯蔵指定施設設置（使用・変更）届出について（第５条第３項、第６条、第７条関係）

(1) 様式第１　（記入例：P46,P47）

・届出の種類

届出様式は、有害物質貯蔵指定施設設置届出、有害物質貯蔵指定施設使用届出及び有害物質貯蔵指定施設変更届出の兼用となっているので該当以外の部分を２重線で消すこと。

※　届出様式は、有害物質使用特定施設に係る届出と兼用になっているので、有害物質使用特定施設の部分を２重線で消すこと（記入例参照）

・届出年月日

届出した年月日を記入すること。

・届出者の氏名等

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記入すること。
簡略化しないで正確に記入すること。
法人等で工場長等が代表者の代理人として届出する場合は、必ず代表者からの委任状を添付すること。

・届出に係る法の条項

該当しない条項を２重線で消すこと。
該当する根拠条項
設置届　⇒　第５条第３項　　使用届　⇒　第６条第１項　　変更届　⇒　第７条

・工場又は事業場の名称

簡略化しないで正確に記入すること。

・工場又は事業場の所在地

簡略化しないで正確に記入すること。

・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別（第５条第３項関係）

有害物質貯蔵指定施設の欄をチェックすること。

(2) 別紙　（届出事項内容：任意様式）（記入例：P48）

・事業場名

簡略化しないで正確に記入すること。

・担当者氏名

申請の実務に携わる担当者の所属、職名、氏名及び連絡先を記入すること。
外部のコンサルタント等の担当者の氏名は、記入しないこと。
※行政書士法第 19 条第１項の規定により、他人の依頼を受け報酬を得て申請書類を作成することができるのは、行政書士又は行政書士法人に限られます。

・届出の概要

有害物質貯蔵指定施設を設置する理由や変更の内容等を簡潔に記載すること。

※　別紙 12 以降に関する一般的注意事項

・法定様式に合致する様式であれば、自ら用意した用紙によって届出を行うことも可能である。その際、各々の欄の大きさを適宜調整すること。
・３以上の有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、別紙 12 以降の様式を複数枚使用し作成すること。表が大きくなり指定の様式を使用できない場合は、日本産業規格Ａ４又はＡ３の用紙を使用し必要な表を作成すること。
・変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
・特定事業場内の有害物質貯蔵指定施設及びそれに付帯する設備の配置図等については、必要な内容が１枚の図面に集約されている場合は、重複して添付する必要はない。

(3) 別紙 12　（有害物質貯蔵指定施設の構造）（記入例：P49）

・工場又は事業場における施設番号

当該工場又は事業場の全施設のうちから、当該有害物質貯蔵指定施設を特定するために用いている施設番号、名称等を記入すること。

・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

有害物質貯蔵指定施設である旨を記入すること。

・型式

有害物質貯蔵指定施設の構造や用途等を考慮し適当と考えられるものを記入すること。
市販品で名称がある場合は、その名称を記入してよい。

・構造

材質、形状等について簡潔に記入し、詳細は構造図面を添付して示すこと。

・主要寸法

有害物質貯蔵指定施設全体の縦、横、高さについてそれぞれ最大長を記入すること。

・能力

有害物質貯蔵指定施設において有害物質を含む液体を貯蔵できる能力（容量）を記入すること。

・配置

当該有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を位置関係が明確に区別できるよう、色分け等を行った配置図を添付すること。有害物質貯蔵指定施設には、施設番号、名称等を付記し既設のものも含めて全て記入すること。

・床面及び周囲

当該有害物質貯蔵指定施設の床面及び周囲の構造、構造物の材質、構造物の主要寸法等を記載すること。当該施設の周囲に設けられたためます、防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。

・設置年月日

法第６条又は第７条の規定により有害物質貯蔵指定施設の使用又は構造等の変更の届出を行う場合は当該指定施設の設置年月日について記入すること。第５条第３項の届出の場合は、本欄の記入は不要である。

・工事着手予定年月日

当該有害物質貯蔵指定施設に係る工事着手予定年月日について記入すること。

・工事完成予定年月日

当該有害物質貯蔵指定施設に係る工事完成予定年月日について記入すること。

・使用開始予定年月日

当該有害物質貯蔵指定施設に係る使用開始予定年月日について記入すること。

・その他参考となるべき事項

上記事項のほかに、参考となる事項があれば記入すること。

(4) 別紙 13　（有害物質貯蔵指定施設の設備）（記入例：P50）

・工場又は事業場における施設番号

別紙 12［工場又は事業場における施設番号］と対応させること。

・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

有害物質貯蔵指定施設である旨を記入すること。

・設備

当該有害物質貯蔵指定施設に接続する配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。））及び排水溝等（排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。））の設備の名称を記入すること。配管については、地上配管、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などとして、地上又は地下のいずれに設置されているかを明示すること。

・構造

材質、形状等について簡潔に記入し、詳細は構造図面を添付して示すこと。配管をトレンチ内に設置する場合は、トレンチの構造を記入すること。また、検知設備を有する場合には、その旨を記入すること。

・主要寸法

各設備の長さ、幅、直径、深さなどについてそれぞれ記入すること。

・配置

当該有害物質使用特定施設及びそれに付帯する設備の配置を位置関係が明確に区別できるよう、色分け等を行った配置図を添付すること。

・設置年月日

法第６条又は第７条の規定により有害物質貯蔵指定施設の使用又は構造等の変更の届出を行う場合は当該有害物質貯蔵指定施設の設備の設置年月日について記入すること。第５条第３項の届出の場合は、本欄の記入は不要である。

・工事着手予定年月日

当該有害物質貯蔵指定施設の設備に係る工事着手予定年月日について記入すること。

・工事完成予定年月日

当該有害物質貯蔵指定施設の設備に係る工事完成予定年月日について記入すること。

・使用開始予定年月日

当該有害物質貯蔵指定施設の設備に係る使用開始予定年月日について記入すること。

・その他参考となるべき事項

有害物質を含む水が流れない場合は、構造基準等が適用されないので、その旨を記入すること。
そのほかに、参考となる事項があれば記入すること。

(5) 別紙 14　（有害物質貯蔵指定施設の使用の方法）（記入例：P51）

・工場又は事業場における施設番号

別紙 12［工場又は事業場における施設番号］と対応させること。

・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

有害物質貯蔵指定施設である旨を記入すること。

・設置場所

工場又は事業場において、有害物質貯蔵指定施設を設置（変更）する場所がわかる図面を添付すること。（別紙 12［配置］に係る図面で代用できる場合は、添付しなくてよい。）

・操業の系統

有害物質貯蔵指定施設を含む操業の系統について、設置（変更）しようとする有害物質貯蔵指定施設を含む操業の系統、貯蔵する物質の搬入から使用等される施設等へ至る過程をフローシートで示すこと。

・使用時間間隔

連続又は断続の別を記入すること。

・１日当たりの使用時間

連続の場合は１日当たりの使用時間を、断続の場合には１回当たりの使用時間及び１日における使用回数をそれぞれ記入すること。

・使用の季節的変動

季節的変動がない場合には「なし」と記入し、変動がある場合はその概要を簡潔に記入すること。

・貯蔵する有害物質の種類

有害物質貯蔵指定施設に貯蔵する有害物質の種類を記入すること。

・その他参考となるべき事項

上記事項のほかに、参考となる事項があれば記入すること。

(6) 別紙 15　（搬入及び搬出の系統）（記入例：P52）

・貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統

有害物質貯蔵指定事業場内において、有害物質を搬入する経路、貯蔵・使用等の工程、廃液等として搬出する経路等までの系統をフローシートで図示すること。

有害物質貯蔵指定施設に接続する配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。））及び排水溝等（排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。））の設備を示すこと。

また、配管については、地上配管、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などの配管の状況が分かるように示すこと。

・用途別用水使用量

記入しないこと。

【添付資料】

○必須資料

工程別排水系統図

特定事業場の工程別に排出される水（冷却水等を含む。）について、公共用水域への排出までの過程をフローシートに示し、各系統別に化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚染状態の通常の値及び最大の値並びに排出される水の通常の量及び最大の量を付記すること。（別紙６「用水及び排水の系統」で必要な内容が記入されている場合は、添付しなくてよい。）

特定排出水、冷却水等の総括表（記入例：P42）

特定事業場全体について、業種区分別の特定排出水の量の合計、冷却水の量の合計等を記入すること。

産業分類については、「日本標準産業分類（総務省）」の細分類の番号を記入すること。

業種分類番号については、別紙５－１～５－３の「業種その他の区分」と同様に記入すること。

特定事業場内排水経路図

特定事業場内の排水経路を色分けして図示すること。

（例　赤：特定排出水、青：冷却水等、水色：雨水　など）

また、図中に排水口の位置を明記すること。

ほかの図面で代用できる場合は、添付しなくてよい。

特定事業場（有害物質貯蔵指定事業場）の周辺見取図

適当な縮尺の地図に、特定事業場の位置、敷地境界及び排水口の位置を明示し、排出水の周辺公共用水域での流出経路を図示すること。

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造図

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造が分かる図面とすること。

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の配置図

特定事業場（有害物質貯蔵指定事業場）における特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の配置が分かる図面とすること。

○総量規制対象事業場のみ添付

総量規制基準総括表（記入例：P43～45）

特定事業場全体について、排水口別、業種区分別、総量規制基準を定める岡山県告示の別表第３欄に掲げる区分別に特定排出水の量の合計を総括表に記入すること。（総量規制基準の適用されない工場又は事業場は添付しなくてよい。）

○有害物質使用特定事業場もしくは有害物質貯蔵指定事業場のみ添付

有害物質貯蔵指定事業場内有害物質搬入出経路図

有害物質貯蔵指定事業場内の有害物質の搬入及び搬出に係る経路を記入すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の管理要領

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る使用の方法、使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領の写しとすること。

有害物質使用特定施設の構造基準等対応総括表

有害物質使用特定施設毎に構造基準・定期点検等に係る対応状況を記入すること。（施設の管理要領や別紙１又は別紙１の２に必要な内容が記入されている場合は添付しなくてよい。）

［記入例］

事例：公共用水域に排水する特定施設２基（うち１基は有害物質使用特定施設）の設置を届け出る

様式第１（第３条関係）（表面）

特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~設置~~（使用、変更）~~届出書

令和○年○月○日

岡　山　県　知　事　殿

○○県○○市○○丁目○○－○

届出者　○○工業株式会社
代表取締役　岡山　○郎

水質汚濁防止法第５条第１項~~、第２項又は第３項（第６条第１項又は第２項、第７条）~~の規定により、特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		○○工業株式会社○○工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		○○市○○丁目○○－○	※受理年月日	年　月　日
第５条第１項関係	特定施設の種類	65　酸又はアルカリによる表面処理施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☑　無 □	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙１のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙１の２のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙２のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙３のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙４のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙５のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙６のとおり。		
第５条第２項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙７のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙８のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙９のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

［記入例］

様式第１　　（裏面）

第５条第３項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	□　有害物質使用特定施設 □　有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

備考　１　特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。

２　有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙１の２を提出することを要しない。

３　有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。

４　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

５　※印の欄には、記載しないこと。

６　排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。

７　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

８　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

［記入例］

別　紙（県様式）

届　出　事　項　内　容

事 業 場名　：○○工業株式会社　○○工場

担当者氏名　：○○部○○課　○田○郎

（電話）○○○－○○○－○○○○

届出の概要

・特定施設として「酸又はアルカリによる表面処置施設」２基（うち１基は有害物質使用特定施設）を設置する。

・今回の届出に伴い、公共用水域に排出される排出水量及び化学的酸素要求量等の汚濁負荷量は、以下のとおりである。

排出水量（m^3/日）		+31(+48)
汚濁負荷量	化学的酸素要求量（kg/日）	+0.4(+0.6)
	窒素含有量（kg/日）	+0.1(+0.2)
	りん含有量（kg/日）	+0.04(+0.06)

（）は最大

※変更の場合には、変更前後で増減がわかるよう記載すること。

		変更前	変更後	増減
排出水量（m^3/日）		31(48)	33(50)	+2(+2)
汚濁負荷量	化学的酸素要求量（kg/日）	0.4(0.6)	0.6(0.8)	+0.2(+0.2)
	窒素含有量（kg/日）	0.1(0.2)	0.2(0.3)	+0.1(+0.1)
	りん含有量（kg/日）	0.04(0.06)	0.06(0.08)	+0.02(+0.02)

()は最大

※日平均排水量 50 m^3/日未満の場合は、汚濁負荷量を記載する必要はない。

事　　項		添付の有無
特定施設の構造	別紙　1	有：無
特定施設の設備	別紙１の２	有：無
特定施設の使用の方法	別紙　2	有：無
汚水等の処理の方法	別紙　3	有：無
排出水の汚染状態及び量	別紙　4	有：無
排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙　5	有：無
用水及び排水の系統	別紙　6	有：無
有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の構造	別紙　12	有：無
有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の設備	別紙　13	有：無
有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の使用の方法	別紙　14	有：無
用水及び排水の系統~~（搬入及び搬出の系統）~~	別紙　15	有：無
工程別排水系統図	添付資料	有：無
特定排出水、冷却水等の総括表	添付資料	有：無
特定事業場内排水経路図	添付資料	有：無
有害物質貯蔵指定事業場内有害物質搬入出系統図	添付資料	有：無
総量規制基準総括表	添付資料	有：無
特定事業場~~（有害物質貯蔵指定事業場）~~の周辺見取図	添付資料	有：無
特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の構造図	添付資料	有：無
特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の配置図	添付資料	有：無
有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の管理要領	添付資料	有：無
汚水処理施設の設計計算書	添付資料	有：無
汚水処理施設の構造図	添付資料	有：無
その他（操業の系統図）	添付資料	有：無
その他（構造基準等対応総括表）		

添付のないものは、前回の届出（　　年　　月　　日付け）と同じである。

［記入例］

別紙１

特 定 施 設 の 構 造

工場又は事業場における施設番号	A-1（酸洗浄槽）	A-2（エッチング槽）
特定施設号番号及び名称	65　酸又はアルカリによる表面処理施設	65　酸又はアルカリによる表面処理施設
型　　式	浸漬式 （△△△社製　CM－5）	浸漬式 （□□□社製　DN－6）
構　　造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング （構造図は添付資料１のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング （構造図は添付資料２のとおり）
主　要　寸　法	槽寸法 酸浸槽　1m×1m×1.5m×1槽	槽寸法 エッチング槽 600mm×600mm×1,000mm×1槽
能　　力	ねじ　3,000個/日	ウエハ　1,000枚/日
配　　置	めっき工場棟１階 （場内の配置は添付資料３のとおり）	エッチング工場棟１階 （場内の配置は添付資料４のとおり）
設　置　年　月　日	－	－
工事着手予定年月日	令和○年８月１日	令和○年８月１日
工事完成予定年月日	令和○年１０月１日	令和○年１０月１日
使用開始予定年月日	令和○年１０月１日	令和○年１０月１日
その他参考となるべき事項	有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。 防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。	床面：コンクリート製　厚さ100mm 周囲：側溝及びためますを設け、流出を防止 側溝：コンクリート製　厚さ100mm　幅300mm×深さ200mm×長さ10m ためます：コンクリート製　厚さ100mm　縦500mm×横500mm×深さ400mm

備考　１　配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

２　その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨を記載すること。

［記入例］

別紙１の２

特 定 施 設 の 設 備

工場又は事業場における施設番号	A-2（エッチング槽）	
特定施設号番号及び名称	65　酸又はアルカリによる 表面処理施設	
設　　備	地上配管、フランジ類、ポンプ設備	
構　　造	地上配管 塩化ビニール製 フランジ類　２箇所 ポンプ設備　１台 （構造図は添付資料５のとおり）	
主　要　寸　法	地上配管 直径100mm×長さ30m	
配　　置	エッチング工場棟１階 （場内の配置は添付資料４のとおり）	
設　置　年　月　日	―	年　　月　　日
工事着手予定年月日	令和〇年８月１日	年　　月　　日
工事完成予定年月日	令和〇年１０月１日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	令和〇年１０月１日	年　　月　　日
その他参考となるべき事項	配管については、地上配管、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などとして、地上又は地下のいずれに設置されているかを明示すること。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。	

備考　１　有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

２　配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

・「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。
・「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨を記載すること。
・「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
・「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
・有害物質を含む水が流れない場合は、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨を記載すること。

［記入例］

別紙２

特 定 施 設 の 使 用 の 方 法

工場又は事業場における施設番号		A-1（酸洗浄槽）		A-2（エッチング槽）	
特定施設号番号及び名称		65　酸又はアルカリによる表面処理施設		65　酸又はアルカリによる表面処理施設	
設置場所		めっき工場棟１階 （場内の配置は添付資料３のとおり）		エッチング工場棟１階 （場内の配置は添付資料４のとおり）	
操業の系統		酸洗浄を行う （工程は添付資料６のとおり）		エッチングを行う （工程は添付資料７のとおり）	
使用時間間隔		断続　週に２～３日程度使用し、使用時間帯は不規則		連続１０時～１８時	
１日当たりの使用時間		４時間		８時間	
使用の季節的変動		なし		なし	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量		塩酸 ３０%水溶液に部品を浸漬 ３００Ｌ／日		エッチング溶液（ふっ酸を含む） ２０%水溶液に部品を浸漬 ２００Ｌ／日	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通　常	最　大	通　常	最　大
	ｐＨ	２．４～４．０	２．４～４．０	３．０～４．０	２．０～５．０
	ＢＯＤ（mg/L）	１５	２０	５０	１００
	ＣＯＤ（mg/L）	３０	４０	２００	４００
	ＳＳ（mg/L）	７０	１００	３０	５０
	油分（mg/L）	５	１０	４０	６０
	Ｔ－Ｎ（mg/L）	１０	２０	５	８
	Ｔ－Ｐ（mg/L）	５	１０	２	３
	大腸菌数（CFU/mL）	＜５	＜５	＜５	＜５
	ふっ素及びその化合物（mg/L）			３０	５０
汚水等の量（m^3／日）		通　常	最　大	通　常	最　大
		１０	１５	８	１２
その他参考となるべき事項		その他参考となるべき事項の欄には、有害物質使用特定施設の場合において、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載すること（届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため）。 なお、使用している有害物質が、原材料の欄に記載されている場合は改めて記載する必要はない。			

備考　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

［記入例］

別紙３

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

工場又は事業場における施設番号	Ｂ－１	
処理施設の設置場所	添付資料８のとおり	
設置年月日	－	年　月　日
工事着手予定年月日	令和〇年８月１日	年　月　日
工事完成予定年月日	令和〇年１０月１日	年　月　日
使用開始予定年月日	令和〇年１０月１日	年　月　日
種類及び型式	Ｃ社製〇〇式××型	
構造	鋼板製（一部コンクリート製） （構造図は添付資料９のとおり）	
主要寸法	添付資料１０のとおり	
能力	最大４０㎥／日	
処理の方式	中和＋凝集沈殿＋砂ろ過	
処理の系統	添付資料１１のとおり	
集水及び導水の方法	地上配管＋ポンプによる汚水圧送	
使用時間間隔	連続	
１日当たりの使用時間	２４時間	
使用の季節変動	なし	
消耗資材の１日当たりの用途別使用量	中和剤：２０％水酸化ナトリウム水溶液　１５Ｌ 凝集剤：８％硫酸アルミニウム　１０ｋｇ	

汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	ｐＨ	2.4～8.0	5.8～8.6	2.4～8.0	5.8～8.6				
	ＢＯＤ (mg/L)	30	8	65	10				
	ＣＯＤ (mg/L)	100	10	250	15				
	ＳＳ (mg/L)	50	5	70	10				
	油分 (mg/L)	20	1	38	5				
	Ｔ－Ｎ (mg/L)	7	2	13	4				
	Ｔ－Ｐ (mg/L)	3	1	6	1				
	大腸菌数 (CFU/mL)	<5	<5	<5	<5				
	ふっ素及びその化合物(mg/L)	10	1	15	3				
	量（㎥/日）	25	25	35	35				

残さの種類、１月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥1.0t/月 脱水処理後業者に処分委託（委託予定先〇〇興業㈱）	
排出水の排出方法	添付資料１２のとおり	
その他参考となるべき事項	排出水の排出先 用水→〇〇川→高梁川→瀬戸内海	

備考　１　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
　　２　排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

［記入例］

別紙４

排出水の汚染状態及び量

排水口名称（番号） 排水口名称（番号）		No. 1（工程排水処理施設＋冷却水）		No. 2, 3, 4（雨水）	
排出水の汚染状態	種類・項目	通　常	最　大	通　常	最　大
	ｐＨ	５．８～８．６	５．８～８．６	－	－
	ＢＯＤ（mg/L）	７	９	－	－
	ＣＯＤ（mg/L）	８	１３	－	－
	ＳＳ　（mg/L）	４	９	－	－
	油分　（mg/L）	１	４	－	－
	Ｔ－Ｎ（mg/L）	２	３	－	－
	Ｔ－Ｐ（mg/L）	０．３	１	－	－
	大腸菌数（CFU/mL）	＜５	＜５	－	－
	ふっ素及びその化合物（mg/L）	１	３	－	－
排出水の量（m³／日）		通　常	最　大	通　常	最　大
		３５	４８	０	０
その他参考となるべき事項					

備考　排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙５－１

［記入例］

日平均排水量 50 ㎥未満の場合は提出不要

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

							指定項目の別		化学的酸素要求量	
特定排出水	業種その他の区分	汚染状態（mg/l）		水量（m^3/日）					汚濁負荷量（kg/日）	
		通常	最大	通常	最大	Q_{c0}	Q_{ci}	Q_{cj}	通常	最大
	２０２	１０	１５	２５	３５		１０	２５	０．２５	０．３５
	２３２（７）	２０	３０	４	５		５		０．０８	０．１０
	合計			２９	４０		１５	２５	０．３	０．５

特定排出水以外の排出水	種類及び用途	汚染状態（mg/l）		水量（m^3/日）		汚濁負荷量（kg/日）	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大
	冷却水	１	２	６	８	０．０１	０．０１
	合計			６	８	０．０１	０．０１

そなるべき事項	

1　本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
2　汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、化学的酸素要求量について記載すること。

別紙５－２

［記入例］

日平均排水量 50 ㎥未満の場合は提出不要

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

									指定項目の別	窒素含有量	
特定排出水	業種その他の区分	汚染状態（mg/l）		水量（m³/日）						汚濁負荷量（kg/日）	
		通常	最大	通常	最大	Q_{n0}	Q_{ni}	Q_{nj}		通常	最大
	202	2	4	25	35	10	25			0.05	0.07
	232（7）	2	4	4	5		5			0.01	0.01
	合計			29	40	10	30			0.1	0.1

特定排出水以外の排出水	種類及び用途	汚染状態（mg/l）		水量（m³/日）		汚濁負荷量（kg/日）	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大
	冷却水	0.1	0.3	6	8	0.00	0.00
	合計			6	8	0.0	0.0

その他参考事項	

1　本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
2　汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、窒素含有量について記載すること。

別紙５－３

［記入例］　日平均排水量 50 ㎥未満の場合は提出不要

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

									指定項目の別	りん含有量	
特定排出水	業種その他の区分	汚染状態（mg/l）		水量（m³/日）						汚濁負荷量（kg/日）	
		通常	最大	通常	最大	Q_{p0}	Q_{pi}	Q_{pj}		通常	最大
	２０２	１	１	２５	３５	１０	２５			０．０２５	０．０３５
	２３２（７）	１	２	４	５		５			０．００４	０．００５
	合計			２９	４０	１０	３０			０．０３	０．０４

特定排出水以外の排出水	種類及び用途	汚染状態（mg/l）		水量（m³/日）		汚濁負荷量（kg/日）		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	冷却水	０．０５	０．１０	６	８	０．０００	０．０００	
	合計			６	８	０．００	０．００	

そなの る他べ 参き 考事 と項	

1　本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
2　汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、りん含有量について記載すること。

［記入例］

別紙６

用 水 及 び 排 水 の 系 統

用水及び排水の系統

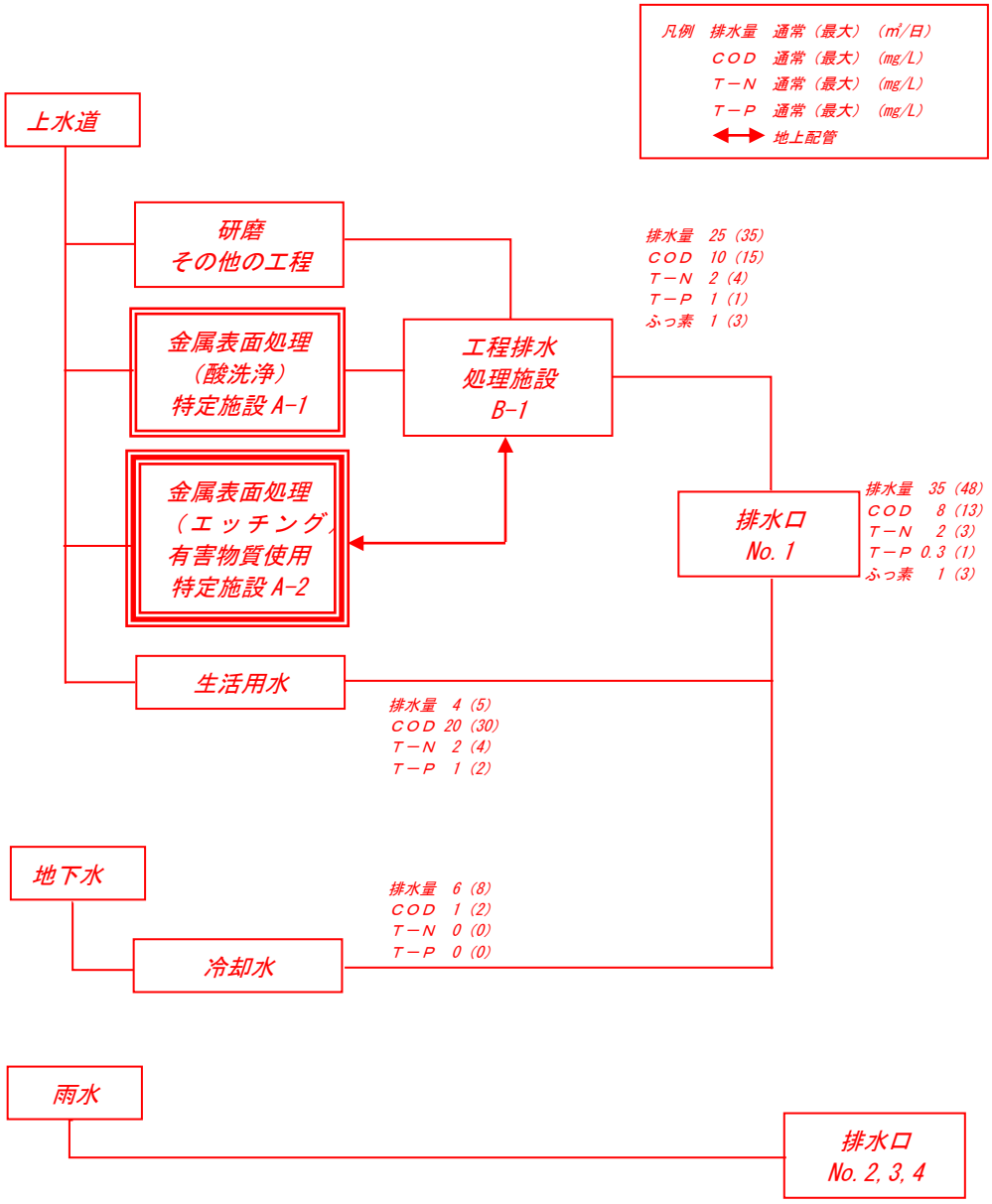

用途別用水使用量

用　　途	使　　用　　水	用水使用量（m³／日）
製品処理用水	上水道	２５（３５）
生活用水	上水道	４（５）
冷却水	地下水	６（８）

［記入例］

添付資料（県様式）

特定排出水、冷却水等の総括表

特定排出水、冷却水等の区分	産業分類（細分類）	業種区分番号	排出水の量（m³/日）		備考
			通常	最大	
特定排出水	２４２９	２０２	２５	３５	
特定排出水	－	２３２（７）	４	５	
冷却水	－	－	６	８	
合計			３５	４８	

［記入例］

添付資料（県様式） ***（総量規制基準適用事業場のみ添付）***

化学的酸素要求量に係る総量規制基準総括表（令和〇年度）

排水口番　号	業種区分その他の区分番号	化学的酸素要求量		排出水の量(m^3/日)		汚濁負荷量(kg/日)	
		区 分	Cc(mg/l)	通　　常	最 大(Qc)	通　常	最 大(Lc)
1	202	(2)	20	6	10	0.12	0.20
1	202	(3)	20	19	25	0.38	0.50
1	232(7)	(2)	40	4	5	0.16	0.20
			合　計	29	40	0.7	0.9

（注）　1　化学的酸素要求量欄は、平成１９年岡山県告示第３５８号別表第３欄に掲げる区分((1)、(2)又は(3))及びその値とする。

2　業種区分ごとの汚濁負荷量は、小数点以下２桁(３桁目を四捨五入)までを記載し、合計欄は、小数点以下１桁（２桁目を四捨五入）とする。

［記入例］

添付資料（県様式） ***（総量規制基準適用事業場のみ添付）***

窒素含有量に係る総量規制基準総括表（令和〇年度）

排水口番　号	業種区分その他の区分番号	窒素含有量		排出水の量(m³/日)		汚濁負荷量(kg/日)	
		区　分	Cn(mg/l)	通　　常	最　大(Qn)	通　常	最　大(Ln)
1	202	(1)	40	6	10	0.24	0.40
1	202	(2)	20	19	25	0.38	0.50
1	232(7)	(2)	40	4	5	0.16	0.20
			合　計	29	40	0.8	1.1

（注）　1　窒素含有量欄は、平成１９年岡山県告示第３５９号別表第３欄に掲げる区分((1)又は(2))及びその値とする。

2　業種区分ごとの汚濁負荷量は、小数点以下２桁（３桁目を四捨五入）までを記載し、合計欄は、小数点以下１桁（２桁目を四捨五入）とする。

［記入例］

添付資料（県様式） *（総量規制基準適用事業場のみ添付）*

りん含有量に係る総量規制基準総括表（*令和〇年*度）

排水口番　号	業種区分その他の区分番号	りん含有量		排出水の量(m³/日)		汚濁負荷量(kg/日)	
		区　分	Cp(mg/l)	通　　常	最　大(Qp)	通　常	最　大(Lp)
1	202	(1)	4	6	10	0.024	0.040
1	202	(2)	2	19	25	0.038	0.050
1	232（7）	(2)	3	4	5	0.012	0.015
			合　計	29	40	0.07	0.11

（注）　1　りん含有量欄は、平成１９年岡山県告示第３６０号別表第３欄に掲げる区分((1)又は(2))及びその値とする。

2　業種区分ごとの汚濁負荷量は、小数点以下３桁（４桁目を四捨五入）までを記載し、合計欄は、小数点以下２桁（３桁目を四捨五入）とする。

［記入例］

事例：有害物質貯蔵指定施設２基の設置を届け出る

様式第１（第３条関係）（表面）

~~特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~設置~~（使用、変更）~~届出書

令和○年４月１日

岡　山　県　知　事　殿

○○県○○市○○丁目○○－○

届出者　○○工業株式会社

代表取締役　岡山　○郎

水質汚濁防止法第５条~~第１項、第２項又は~~第３項~~（第６条第１項又は第２項、第７条）~~の規定により、~~特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		○○工業株式会社○○工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		○○市○○丁目○○－○	※受理年月日	年　月　日
第５条第１項関係	特定施設の種類	－	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有　□　　無　□	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙１のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙１の２のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙２のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙３のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙４のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙５のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙６のとおり。		
第５条第２項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙７のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙８のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙９のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

［記入例］

様式第１　（裏面）

第５条第３項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	□　有害物質使用特定施設 ☑　有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

備考　１　特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。

２　有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙１の２を提出することを要しない。

３　有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。

４　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

５　※印の欄には、記載しないこと。

６　排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。

７　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

８　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

［記入例］

別　紙（県様式）

届　出　事　項　内　容

事 業 場名　：*〇〇工業株式会社　〇〇工場*

担当者氏名　：*〇〇部〇〇課　〇田〇郎*

（電話）*〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇*

届出の概要

有害物質貯蔵指定施設２基を設置する。

なお、当事業場は雨水等を含め、水は全量下水道へ排水している。

事　　項		添付の有無
特定施設の構造	別紙　1	有：無
特定施設の設備	別紙１の２	有：無
特定施設の使用の方法	別紙　2	有：無
汚水等の処理の方法	別紙　3	有：無
排出水の汚染状態及び量	別紙　4	有：無
排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙　5	有：無
用水及び排水の系統	別紙　6	有：無
~~有害物質使用特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~の構造	別 紙　12	有：無
~~有害物質使用特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~の設備	別 紙　13	有：無
~~有害物質使用特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~の使用の方法	別 紙　14	有：無
~~用水及び排水の系統（~~搬入及び搬出の系統~~）~~	別 紙　15	有：無
工程別排水系統図	添付資料	有：無
特定排出水、冷却水等の総括表	添付資料	有：無
特定事業場内排水経路図	添付資料	有：無
有害物質貯蔵指定事業場内有害物質搬入出系統図	添付資料	有：無
総量規制基準総括表	添付資料	有：無
~~特定事業場（~~有害物質貯蔵指定事業場~~）~~の周辺見取図	添付資料	有：無
~~特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~の構造図	添付資料	有：無
~~特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~の配置図	添付資料	有：無
~~有害物質使用特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~の管理要領	添付資料	有：無
汚水処理施設の設計計算書	添付資料	有：無
汚水処理施設の構造図	添付資料	有：無
その他（*操業の系統図*）	添付資料	有：無
その他（*構造基準等対応総括表*）		有：無

添付のないものは、前回の届出（　　年　　月　　日付け）と同じである。

［記入例］

別紙 12

~~有害物質使用特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~の構造

工場又は事業場における施設番号	A-1	A-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型　　式	めっき溶液保管タンク （〇〇〇社製　YA-B1）	廃液貯蔵タンク （〇〇〇社製　YA-B1）
構　　造	ステンレス製 （構造図は添付資料１のとおり）	ステンレス製 （構造図は添付資料１のとおり）
主　要　寸　法	2m×2m×1.5m×１基	2m×2m×1.5m×１基
能　　力	保管容量 1,000L	保管容量 1,000L
配　　置	メッキ工場棟隣地 （配置は添付資料２のとおり）	メッキ工場棟隣地 （配置は添付資料２のとおり）
床面及び周囲	床面：コンクリート製　厚さ100mm 周囲：側溝及びためますを設け、流出を防止 側溝：コンクリート製　厚さ100mm　幅300mm×深さ200mm×長さ10m ため：コンクリート製　厚さ100mm　縦500mm×横500mm×深さ400mm ※防液堤等について、可能な場合には容量を記入	床面：コンクリート製　厚さ100mm 周囲：側溝及びためますを設け、流出を防止 側溝：コンクリート製　厚さ100mm　幅300mm×深さ200mm×長さ10m ため：コンクリート製　厚さ100mm　縦500mm×横500mm×深さ400mm
設置年月日	－	－
工事着手予定年月日	令和〇年８月１日	令和〇年８月１日
工事完成予定年月日	令和〇年１０月１日	令和〇年１０月１日
使用開始予定年月日	令和〇年１０月１日	令和〇年１０月１日
その他参考となるべき事項		

備考　配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要器械又は主要装置の配置を記載すること。

「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨を記載すること。
※有害物質使用特定施設の場合には、別紙１～６の書き方を参考とすること（以下同様）。

［記入例］

別紙13

~~有害物質使用特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~の設備

工場又は事業場における施設番号	A-1	A-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設　　備	地上配管、地下配管（埋設）、漏えい検知設備、バルブ類、フランジ類、ポンプ設備	地上配管
構　　造	配管 　ステンレス製 漏えい検知設備　１台 バルブ類　１箇所 フランジ類　２箇所 ポンプ設備　１台 （構造図は添付資料３のとおり）	
主　要　寸　法	地上配管 　直径100mm×長さ15m 地下配管（埋設） 　直径100mm×5m	
配　　置	めっき工場棟隣地 （配置は添付資料２のとおり）	
設　置　年　月　日	―	年　　月　　日
工事着手予定年月日	令和〇年８月１日	年　　月　　日
工事完成予定年月日	令和〇年１０月１日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	令和〇年１０月１日	年　　月　　日
その他参考となるべき事項	配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。	

備考　配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

・「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。
・「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨を記載すること。
・「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
・「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
・有害物質を含む水が流れない場合は、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨を記載すること。

［記入例］

別紙14

~~有害物質使用特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）~~の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1	A-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設　置　場　所	めっき工場棟隣地 （配置は添付資料２のとおり）	めっき工場棟隣地 （配置は添付資料２のとおり）
操　業　の　系　統	めっき溶液を保管する （工程は添付資料５のとおり）	廃液を保管する （工程は添付資料５のとおり）
使　用　時　間　間　隔	断続　２週間に１回	断続　１日に１回
１日当たりの使用時間	１時間／回	１５分／回
使用の季節的変動	6月中旬~7月中旬：１００％稼働 12月中旬~1月中旬：３０％稼働 そ　の　他：７０％稼働	6月中旬~7月中旬：１００％稼働 12月中旬~1月中旬：３０％稼働 そ　の　他：７０％稼働
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び１日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	－	－
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	六価クロム	六価クロム
その他参考となるべき事項		六価クロムを含む廃液は２週間に１回の頻度で、特別管理産業廃棄物として処理を委託している。

備考　有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び１日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

【有害物質使用特定施設の場合】
　その他参考となるべき事項の欄には、製造・使用等している有害物質の種類（届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため）。を記載すること。
　なお、使用している有害物質が、原材料の欄に記載されている場合は改めて記載する必要はない。

［記入例］

別紙15

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<table>
<tr><td>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</td><td colspan="3">搬入：運搬車両からめっき溶液を保管タンク（A-1）に移す
２週間に１回搬入する　作業時間は１時間程度
搬出：保管タンクからめっき溶液を保管（地上、地下）により電気めっき施設に断続供給する
溶液は１日に１回１００Lを入れ替える　作業時間は１５分程度
廃液は貯蔵タンク（A-2）で保管し、産業廃棄物処理業者により２週間に１回搬出する
 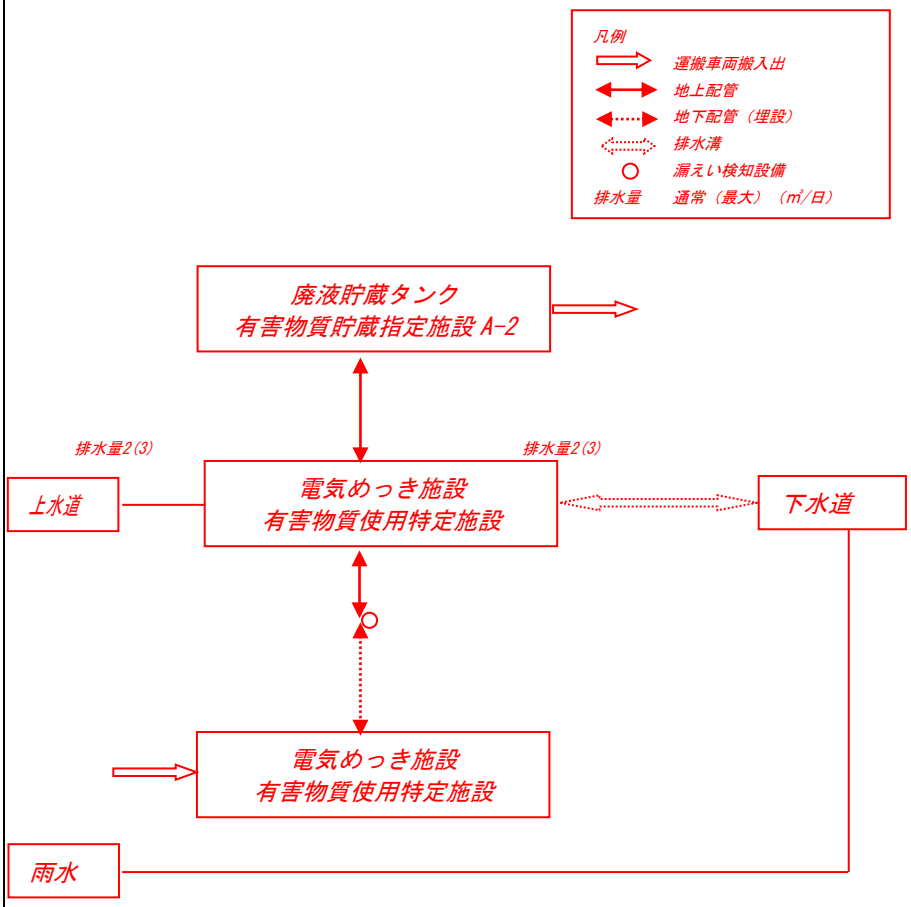
</td></tr>
<tr><td rowspan="7">用途別用水使用量</td><td>用途</td><td>使用水</td><td>用水使用量（㎥／日）</td></tr>
<tr><td>めっき等工程</td><td>上水道</td><td>2</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

備考　有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。